

出雲地区保護司会名誉会員規則

(目的)

第1条 この規則は、出雲地区保護司会（以下「本会」という。）会則第10条の名誉会員に関する事項について定めるものとする。

(名誉会員の委嘱及び解嘱)

第2条 名誉会員は、定年等により保護司を退任した後も引続き更生保護事業に協力する意思のある者について、理事会の推薦に基づき、本会会長が委嘱する。

2 名誉会員又はその家族から辞任の申出があった場合は、委嘱を解除する。

(名誉会員の役割)

第3条 名誉会員は、本会の事業・活動等に対し次の役割を担うものとする。

- (1) 更生保護事業並びに犯罪予防活動の普及・啓発に関する協力
- (2) 保護司候補者の発掘に係る協力並びに新任保護司等に対する支援
- (3) その他関連する事業・活動等に対する協力・支援

(本会の支援)

第4条 本会は、名誉会員に対し、次のとおり支援を行うものとする。

- (1) 更生保護事業並びに犯罪予防活動に関する資料の提供
- (2) 名誉会員の参加・協力がより効果的と考えられる行事等への参加案内
- (3) その他名誉会員に係る必要な事務

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成25年9月26日から施行する。